

平成 28 年度 大阪市一般廃棄物処理実施計画

市民の衛生的で快適な生活環境を保持するため「廃棄物の適正処理」を推進するとともに、限りある天然資源の有効利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、市民・事業者とともに積極的なごみ減量・リサイクルの取組を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に基づき本計画を定める。

第 1 ごみ等

1 計画地域

大阪市全域

2 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3 計画処理量

(1) ごみ

(単位：t/年)

種別	計画処理量
家庭系ごみ（主として家庭から排出されるごみ）	414,038
事業系ごみ（主として事業活動に伴って排出されるごみ）	553,039
環境系ごみ（環境美化清掃により収集されるごみ）	4,758
総量	971,835

※ 事業者等自らによる処理量は除く。

(2) 犬・猫等の死体

(単位：t/年)

種別	計画処理量
家庭で飼われていたペットの死体 及び道路上のへい死動物	84

4 処理主体

(1) ごみ

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）・ 環境施設組合	環境施設組合
事業系ごみ	市長が許可した業者・ 排出者自ら		
環境系ごみ	市（直営・委託）		

※ 排出者の意向により、市（直営）が事業活動に伴って排出されるごみを、また、市長が許可した業者（以下「許可業者」という。）が家庭から排出されるごみを収集運搬することがある。

※ 事業者等自らによる処理を除く。

※ 環境施設組合とは、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合を表す。

(2) 犬・猫等の死体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭で飼われていたペットの死体 及び道路上のへい死動物	市（直営）	市（委託）	環境施設組合

※ 実験動物の死体等については、許可業者〔動物（実験動物及び犬等）の死体及び糞・マットに限定〕が収集運搬し、民間処理施設において処理する。

5 ごみの減量計画

(1) 2Rを優先した取組の推進

ア わかりやすい情報提供と環境教育・普及啓発

(7) 情報提供

- ・ 大阪市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性、取組の成果などについて、分析に基づくデータなどを活用した分かりやすい情報提供に努める。
- ・ スマートフォンアプリなどICT技術を活用した効果的な情報提供に努める。
- ・ ホームページによる情報提供の充実に努める。
- ・ パンフレットやDVD、ごみ収集車両広報板など、各種広報媒体を活用し、情報提供に努める。

(4) 環境教育

- ・ 大阪の環境の特色を踏まえて小中一貫した副読本「おおさか環境科」を作成し、小・中学校の授業の中で活用するとともに、環境NGO/NPOや企業等と連携し、ごみ減量、生物多様性、地球温暖化、都市環境保全など実践的な環境教育を進める。
- ・ 本市職員が出前授業を実施するなど学校等における環境教育への取組を支援し、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努める。
- ・ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が学ぶことができる地域における環境学習を推進するため、本市職員や専門知識のある講師による学習会の開催など、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努める。

(7) 普及啓発

A 市民への普及啓発

- (A) 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」という。）や地域と連携することで、高齢者にも分かりやすい普及啓発の充実・強化に取り組む。
- ・ 分別排出率が低い「容器包装プラスチック」や「その他の紙」を中心とした分別収集対象品目の分け方・出し方などについて、きめ細やかな周知を行う。
 - ・ コミュニティ回収の実施について積極的な働きかけを行う。
 - ・ 各区においてガレージセールを企画・運営するとともに、ガレージセール開催地域の拡大を図り、市民のリユース行動を促進する。
 - ・ 研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行などにより、ごみゼロリーダーのスキルアップを図る。

- (B) 環境事業センターによる普及啓発の強化に取り組む。
 - ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服（以下「マタニティウェア等」という。）の回収及び展示・提供を行い、市民のリユース行動を促進する。
 - ・環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R啓発相談コーナー」を設置し、パネルやDVDなど各種広報媒体を活用した啓発、ごみに関する相談、マタニティウェア等の展示・提供等の啓発を行う。
 - ・分別排出に対する市民意識の向上と分別ルール徹底を図るための啓発・指導など、地域や対象者の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施する。
 - (C) ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会や、リサイクル教室等を開催する。
 - (D) 10月を「ごみ減量強化月間」と設定するほか、区民まつり等地域における各種イベントの場を通じて、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施する。
- B 事業者への普及啓発
- ・ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。
 - ・業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査に基づき、業種ごとの具体的なごみ減量の効果的な取組方法について普及啓発を実施する。
 - ・製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルと、環境に配慮した製品の生産・販売の促進などについて、事業者団体等への働きかけを行う。
 - ・ごみ減量について考え、実践につなげるためのセミナーや、リサイクルの流れについての理解を深めていただくための見学会を開催する。

イ 生ごみの減量

- (7) 家庭から排出される生ごみの減量
- A 生ごみの発生・排出抑制の取組を進めるため、生ごみの「3切り」（食材の「使い切り」、料理の「食べ切り」、排出時の「水切り」）運動を推進する。
- ・手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」の実態を周知することにより、“もったいない”意識の醸成を図り、実践行動につなげるための効果的な普及啓発を実施する。
 - ・計画的な食材の購入や保管・調理の工夫等についての普及啓発を実施することにより、食材の「使い切り」の促進を図る。
 - ・エコクッキング教室の開催など、残った料理を食べ切る工夫等についての普及啓発を実施することにより、料理の「食べ切り」の促進を図る。
 - ・賞味期限についての正しい理解を促進すること等により、食材の「使い切り」や食品の「食べ切り」の促進を図る。
 - ・食材を捨てる前に乾かす工夫や、絞って水を切る方法等についての普及啓発を実施することにより、生ごみの「水切り」の徹底を図る。
- B 生ごみの「3切り」運動の展開にあたっては、食育や食品衛生等の関係行政と連携した取組を進める。
- C 生ごみの堆肥化については、家庭菜園利用者等堆肥の利用が可能な市民への情報提供等について取組を進める。

- (イ) 事業所から排出される生ごみの減量
- ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、民間施設での資源化など、食品関連事業者等の自主的・主体的な取組を促進し、事業所から排出される生ごみの減量を進める。
なお、魚あらについては、引き続き大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じ、民間施設で資源化に努める。
 - ・特定建築物における食品関連事業者や、業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査において生ごみの組成割合が多い業種など、食品廃棄物を多量に排出する事業者に対し、個別の啓発・指導を実施することにより、生ごみの発生抑制とリサイクルルートへの誘導を図る。
 - ・食品関連事業者などの業界団体等に対し、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制に向けた働きかけを行う。
 - ・外食における食べ残しを削減することにより、飲食店等における生ごみの発生抑制を図るため、飲食店等における「食べ切り」の促進策について検討する。
 - ・大阪市における食品関連事業者の生ごみリサイクルの実態把握に努めるとともに、リサイクルの促進に向けた調査・研究を進める。
- (ロ) 大阪市役所における生ごみの減量
- ・学校園等本市関連施設において、生ごみの減量・リサイクルに取り組む。
 - ・本市職員に対する食品ロス削減の意識向上と食べ切り行動の推進を図る。

ウ 市民・事業者・行政による取組の推進

- (ア) 市民・事業者・行政の連携による取組の推進
- A 「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」を事業者・市民団体と締結するとともに、協定締結事業者・市民団体とともにマイバッグ持参を呼び掛ける啓発イベントを実施するなど、市民・事業者等の参加により、ごみの減量やリサイクルを身近な取組として働きかける啓発を行う。
- B 持参したマイボトルに飲料を提供するサービスを行っている店舗等の情報をホームページ上で検索・表示できる地図の作成・活用など、事業者と連携したマイボトル持参運動の展開について検討する。
- C 様々なNPOと連携しながら、市民・事業者の自主的なごみ減量の取組を促進する。
- ・ごみゼロリーダーと連携したガレージセール開催や、環境事業センターによるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民のリユース行動を促進する。（再掲）
 - ・繰り返し使えるリターナブルびん入り商品を選択し、適切に販売店に返却することによりリユースが促進されるよう、広く市民・事業者に普及啓発を実施する。
- (イ) 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置
- 「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行う。
- (ロ) 大阪市役所における3Rの推進
- 大阪市は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を推進する。また、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とより一層のごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに取り組む。

(2) 分別・リサイクルの推進

ア 家庭系ごみ対策

(7) リサイクルの促進

A 市民の自主的なリサイクルの取組である資源集団回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に応じた奨励金等により活動の支援を行うとともに、環境事業センターとごみゼロリーダーが連携して資源集団回収活動の立ち上げを促進し、古紙等のリサイクルをさらに促進する。

また、資源集団回収活動に功績のあった団体の表彰を実施する。

さらに、コミュニティ回収の拡大を図り、行政による古紙・衣類収集からコミュニティ回収への移行の早期実現をめざす。

B 一層のリサイクルを推進するため、市民が排出する乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・インクカートリッジ・使用済小型家電について、拠点での回収を実施する。

また、ホームページに回収拠点を掲載し、拠点回収の推進を図る。

C 使用済小型家電については、イベント会場での回収を実施するなど、市民のリサイクルの機会を拡充し、回収の促進を図る。

D 家庭で使用済みとなったパーソナルコンピュータについては、使用済小型家電として拠点回収を行うとともに、拠点回収の対象（15 cm×30 cm以下のものに限る。）とならないものについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すよう、市民に普及啓発を行う。

(4) 分別排出の徹底

A ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発の充実・強化や、環境事業センターによる普及啓発の強化等により、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類等の分別排出を促進する。

B 家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行う。

C 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類の分別排出を徹底するため、アパート・マンションの所有者・管理者に分別排出の促進についての普及啓発を図る。また、許可業者に対して、分別排出されているアパート・マンションについては、分別収集を確実にを行うよう要請するとともに指導徹底を図る。

D 資源の持ち去り行為については、市民の分別・リサイクルの意欲低下や資源物の売却による本市歳入の減少にもつながることから、その対策を検討する。

イ 事業系ごみ対策

(7) 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と顕彰の実施

・市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入検査の実施や講習会の開催等を行う。

・廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間連続して贈呈された特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施する。

- (イ) 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進
- ・排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求める。
 - ・環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。
 - ・業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき事業所への立入検査等を実施し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。
- (ウ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止
- ・事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止する。
 - ・資源化可能な紙類とは、新聞（折込広告含む）、段ボール、紙パック、雑誌類、OA紙、シュレッダー紙、その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など）であり、機密書類についても含むものとする。
 - ・資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は「廃棄物処理法」第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設において資源化するものとする。
 - ・環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、資源化可能な紙類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。
- (エ) リサイクルルートへの誘導
- ・ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。（再掲）
 - ・事業者から排出される古紙を無料で回収する「古紙回収協力店制度」を実施し、少量排出事業者におけるリサイクルの促進を図る。
 - ・剪定枝及び廃食用油について、民間施設でリサイクル可能なものの資源化を進める。

(3) 環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

ア 環境に配慮した適正処理の推進

- ・3Rの推進により、焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減に努める。
- ・ごみ収集車両にエコカーを使用する等、低公害化及び温室効果ガスの排出抑制に努める。
- ・ごみの焼却処理事業においては、環境施設組合において、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進するとともに、適切な施設運営・整備を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努める。

イ ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定した体制の整備

- ・家庭系ごみ収集輸送業務については、ごみの適正処理の確保を前提としつつ、民間委託化の拡大を進める。
- ・ごみの焼却処理事業については、ごみ処理量の推移を見極めつつ、より効率的な運転管理体制の構築と、安全かつ安定した焼却処理体制の維持のため、環境施設組合との緊密な連携に努める。

- ・大規模災害発生時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できるごみ処理体制の構築に向け、環境施設組合との連携に努める。

ウ 3Rや適正処理の推進に係る検討

- ・容器包装リサイクル制度について、「拡大生産者責任」を踏まえ、市町村の役割の見直しなど、国等への働きかけを行うとともに、コストと効果のバランスを勘案したあり方について調査・研究を行う。
- ・事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、民間事業者による効率的な資源化が図られるよう、CO₂削減やリサイクル推進に資する新たな再生利用業の指定制度等の導入について研究・検討する。
- ・施策効果等を検証するため、ごみの組成や排出状況等の基礎調査を実施する。
- ・今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討する。

6 収集運搬計画

(1) 収集量等

ア ごみ

(単位：t/年)

種別		収集主体	収集回数	収集方法	収集量	搬入先
家庭系ごみ	普通ごみ 注1	市(直営又は委託) 注2	週2回	原則 各戸収集 注3	333,671 (3,369)	環境施設組合 の焼却工場
	資源ごみ		週1回		24,874	市の中継地
	容器包装 プラスチック				20,738	市の中継施設
	古紙・衣類				週1回	21,368
	粗大ごみ	市(委託)	申込の都度		13,264	環境施設組合 の焼却工場又は 破碎設備
	乾電池・蛍光灯管・ 水銀体温計・水銀血 圧計・インクカート リッジ・マタニティ ウェア等・使用済小 型家電	市(直営)	随時	拠点回収	123	民間資源化 施設
小計 (A)					414,038	

事業系ごみ	業者ごみ	許可業者	許可業者との契約に基づく	許可業者との契約に基づく	540,316	環境施設組合の焼却工場又は破砕設備
	資源ごみ 注4				1,071	環境施設組合の焼却工場内のコンテナ又は市の中継地
	容器包装プラスチック 注4				72	環境施設組合の焼却工場内のコンテナ又は市の中継施設
	持込ごみ	排出者	申込の都度	排出者自らが運搬	11,580	環境施設組合の焼却工場又は破砕設備
小計 (B)					553,039	
環境系ごみ	道路清掃ごみ	市(委託又は直営)	一定の計画に基づき実施	—	1,706	環境施設組合の焼却工場又は破砕設備
	不法投棄ごみ 注5	市(直営)	必要に応じて実施		2,973	
	河川清掃ごみ	市(委託)	一定の計画に基づき実施		79	
小計 (C)					4,758	
計 〔総収集量(A+B+C)〕					971,835	

注1：街頭ごみ容器ごみを含む。()は、管路輸送によるごみ量で内数。

注2：北区・都島区においては、民間委託により実施する。

また、西区・港区・大正区においては、古紙・衣類収集を民間委託により実施する。

注3：集合住宅などで保管施設を有する施設の収集や、収集車両が通行できない道路であるなどの状況により、上記以外の収集方法とすることがある。

注4：許可業者が収集運搬するアパート・マンションから排出される資源ごみ・容器包装プラスチックを示す。

注5：市民協力によるボランティア清掃ごみを含む。

イ 犬・猫等の死体

(単位：t/年)

種別	収集主体	回数	収集量	搬入先
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	市(直営)	申込み又は通報の都度	84	民間処理施設

(2) 市が計画収集するごみ及び排出方法等

ア ごみを出すときは、次によること。

(ア) 市の定める収集日・分別区分・排出方法等に基づき排出すること。

- (イ) 定められた収集日の午前9時までには排出すること。
- (ウ) ごみ袋での排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」を使用すること。
- (エ) ごみ袋は、片手で持ち上げられる程度の重さにして、口をしっかり閉じること。

イ 普通ごみ

台所ごみ、せともの等のほか、最大の辺又は径が 30 cm以内のもの、あるいは棒状で1 m以内のもので、分別収集対象品目以外のごみとする。

〔排出するときの注意〕

- (ア) 台所ごみは水分をよく切ること。
- (イ) 食用油は、紙又は布類にしみ込ませるか、固めてから排出すること。
- (ウ) 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃などは、厚紙などに包んでから袋に入れ、袋に「キケン」と表示して排出すること。
- (エ) マッチ・花火・ライターなどは、使い切り、火の気のあるものは完全に消してから排出すること。
- (オ) スプレー缶・カセットボンベなどは、使い切り、火の気のない風通しのよい場所で穴をあけてから排出すること。
- (カ) 紙おむつなどは、汚物を取り除き、臭気が漏れないようにポリ袋に入れてから、ごみ袋に入れて排出すること。
- (キ) 乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・マタニティウェア等・使用済小型家電は、できる限り拠点回収に排出すること。
- (ク) 引越しに伴うごみや大掃除などで一時的に多量に出るごみは、「粗大ごみ」として排出すること。

ウ 分別収集対象品目

(ア) 資源ごみ

〔対象品目〕

A 空き缶

飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの。ただし、スプレー缶・カセットボンベ・有害な薬品や塗料の入った缶を除く。

B 空きびん

飲料水・食料品・日用品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの。ただし、有害な薬品や塗料の入ったびんを除く。

C ペットボトル

しょうゆ・飲料用・酒類などのペットボトルでラベルなどの部分に  の表示があるもの。

D 金属製の生活用品

なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で直径又は最大 の辺が 30 cm以下の大きさのもの。棒状のものは 1m以下のもの。ただし、ホーロー製品・包丁やはさみ、千枚通し等の鋭利なもの・鉄線や銅線など線状のもの・家電製品は除く。

〔排出するときの注意〕

- A 空き缶・空きびん・ペットボトルは、中身を出して、さっと水洗いしてから排出すること。
- B 空きびん・ペットボトルについているキャップは、外して排出すること。外した

キャップは、プラスチック製のものは容器包装プラスチックに、金属製のものは資源ごみに排出すること。

- C ペットボトルのラベルは、外して排出すること。外したラベルは、容器包装プラスチックに排出すること。
- D 空き缶・ペットボトルは、できるだけつぶして排出すること。
- E 対象品目は、まとめて一つのごみ袋に入れて排出すること。
- F 対象品目以外のものを混入させないこと。

(イ) 容器包装プラスチック

〔対象品目〕

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装で、その商品を取り出したり使ったりして中身の商品と分離した後、不要となるもの。ただし、ペットボトルを除く。なお、容器包装プラスチックには  マークが表示されている。

〔対象品目の例〕

ボトル・カップ・パック類、袋・ラップ・トレイ（皿型容器）類、チューブ類などのプラスチック製の容器や包装。

〔排出するときの注意〕

- A 中身を使い切って、汚れのついたものはさっと水洗いしてから排出すること。
- B 中身や汚れが取れないものは、「普通ごみ」に排出すること。
- C ボトル類やチューブ類のキャップやふたは、外してから一緒に排出すること。
- D 容器包装プラスチックに貼ってある紙製のラベルやシールは、簡単に取れるものは取ってから排出すること。簡単に取れないものはそのまま排出すること。
- E 対象品目以外のものを混入させないこと。
- F 飲料パックのストローや、弁当のスプーン、洗剤の計量スプーンなど、商品の付属品であるプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。
- G ボールペンや、歯ブラシ、洗面器など、商品そのものであるプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。

(ウ) 古紙・衣類

〔対象品目及び排出方法〕

A 新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、ひもで束ねて排出すること。または、新聞販売店で配布されている透明もしくは半透明の新聞回収袋で排出すること。

B 段ボール

粘着テープ・カーボン紙（宅配伝票等）をはがし、折りたたんで10枚程度までをひもで束ねて排出すること。簡単に取れない金属製の留め具はそのまま排出すること。ただし、アルミコーティングやワックス加工された段ボールは除く。

C 紙パック

 マークのあるものを、水洗いして、切り開き、乾燥させてから、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。ただし、内側がアルミコーティングされた紙パックは除く。

D 雑誌

週刊誌・専門誌・漫画本・単行本・カタログ・教科書・パンフレット・辞典などで、付録やビニール製・布製の表紙など紙以外の部分を取り除き、片手で持ち上げられる程度の量までを、ひもで束ねて排出すること。雑誌をとじている留め具はそのまま排出すること。

E その他の紙

紙箱・紙袋・包装紙・ダイレクトメール・コピー用紙・メモ用紙・封筒・はがきなどを、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。シュレッダーした紙はごみ袋に入れて排出すること。ただし、製紙原料として再生できない次の対象外のものは除く。

【対象外のもの】

- (A) 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- (B) 紙おむつ
- (C) ティッシュペーパー等の衛生紙
- (D) 防水加工された紙
- (E) においのついた紙（洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙など）
- (F) 圧着はがき
- (G) 写真、写真プリント用紙
- (H) カーボン紙、ノンカーボン紙（宅配伝票など）
- (I) 感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）
- (J) 銀紙
- (K) 捺染紙（アイロンプリント紙など）
- (L) 感熱発泡紙（点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙）

F 衣類

ジャケット・シャツ・ズボン・セーター・スカート・ジーンズ・コートなどを、洗濯し、乾かしてから袋に入れ、雨などで衣類がぬれないよう袋の口をしっかりと閉じて排出すること。ただし、次の衣類を除く。

【対象外のもの】

- (A) 作業服
- (B) 革製衣類
- (C) ビニール製のもの
- (D) ダウンジャケット
- (E) 綿（わた）入りのもの
- (F) 衣類以外のもの（タオル・シーツ・カーテンなど）

〔排出するときの注意〕

- A 対象品目以外のものを混入させないこと。
- B 引越しに伴うごみや大掃除などで一時的に多量に出る古紙は、「粗大ごみ」では収集しないことから、再生資源事業者に収集を依頼すること。
- C 対象外のものは「普通ごみ」に排出すること。また、汚れたものについては、品目に問わず対象外のため「普通ごみ」に排出すること。

(エ) 粗大ごみ

家庭の日常生活から排出されるごみで、最大の辺又は径が 30cm を超えるものあるいは棒状で 1 m を超えるもの、また、家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるごみとする。

〔排出方法〕

- A 排出にあたっては、粗大ごみ収集受付センター（以下「受付センター」という。）等に申し込み、品目ごとに必要な粗大ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所を確認すること。

- B 受付センターで確認した粗大ごみ処理手数料を、粗大ごみ処理手数料券（以下「手数料券」という。）の取扱店で納付し、手数料券の交付を受けること。
- C 手数料券（シールになっている）に受付番号又は氏名を記入し、1品目ごとによく見えるところに貼り付けること。
- D 受付センターが指定した収集日の午前9時までに、受付センターが指定した場所に排出すること。
- E 収集が終わるまで、手数料券の「購入者控（領収書）」を保管すること。

〔排出するときの注意〕

- A 寝具類等は、かさばらないようにひも等でくくって排出すること。
- B 石油ストーブは、灯油と電池を抜き取ってから排出すること。
- C 受付センターから指示がある品目は、あらかじめ解体してから排出すること。
- D パーソナルコンピュータについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すこと。

【対象外のもの】

- (A) 事業活動に伴って排出される粗大ごみ
- (B) 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定めるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の法対象品目

エ ごみの管路輸送（空気輸送）

所定の方法による。

オ 拠点回収により市が随時収集するもの

次のものを回収する拠点を公共施設等に設置し、回収を行う。

- (ア) 乾電池
アルカリ・マンガンの筒型乾電池とする。ボタン電池・充電式電池は除く。
- (イ) 蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計
直管蛍光灯・曲管蛍光灯・ボール型蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計とする。電球・グロー球・LED電球・デジタル体温計・デジタル血圧計は除く。破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等に包んで排出する。
- (ウ) インクカートリッジ
家庭用インクジェットプリンター用のインクカートリッジとする。
- (エ) マタニティウェア・ベビー服・子ども服
洗濯をして乾かしたものとする。傷みや汚れによりリユースに向かないものは除く。
- (オ) 使用済小型家電
回収ボックスの投入口（15 cm×30 cm）に入る使用済小型家電とする。

(3) 許可業者による収集運搬

法第7条の規定により市長が許可した「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は、事業系一般廃棄物の収集運搬並びに一部の家庭系ごみの収集運搬を行う。なお、許可業者収集に排出するごみ袋については、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定する。

(4) ごみの排出者自らによる処理施設への搬入

ア 搬入方法

ごみの排出者自ら環境施設組合の処理施設にごみを持ち込む場合は、持ち込みを希望する日の前日までに、当該ごみを排出する場所の区を担当する環境施設組合の処理施設に持ち込みの予約を行ったうえで、「廃棄物自己搬入事務取扱要項」及び「環境施設組合処理施設の受入基準」の定めに従って搬入を行う。なお、破碎対象物については、環境施設組合舞洲工場破碎設備に搬入を行う。

〔搬入するときの注意〕

- (ア) 持ち込みは1日1回1台（4トン車までに限る）とし、ダンプ車以外の車両で持ち込む場合は、二人以上で持ち込むこと。また、ごみの飛散・落下防止のため、シートをかぶせるなどして持ち込むこと。
- (イ) 此花区及び福島区以外の区から環境施設組合舞洲工場破碎設備へ搬入する際は、阪神高速道路湾岸線を通行すること。
- (ウ) 環境施設組合舞洲工場破碎設備へ持ち込む場合は、可燃性ごみと不燃性ごみは分別して、別々の日に持ち込むこと。（混載して一度に持ち込むことはできない。）

イ ごみの発生区ごとの搬入処理施設及び受入時間

ごみの種別	ごみの発生区	環境施設組合 処理施設名称	受入時間
焼却対象物	中央区・東成区・城東区・鶴見区	鶴見工場	9時～11時 13時～15時
	北区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・住之江区・西成区	西淀工場	
	(他工場の状況により持ち込みを指定する場合がある)	八尾工場	
	福島区・此花区	舞洲工場	
	天王寺区・生野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区	平野工場	
	都島区・淀川区・東淀川区・旭区	東淀工場	
破碎対象物	全ての区	舞洲工場破碎設備	

(5) 環境美化清掃

ア 道路清掃

- (ア) 主要幹線道路の車道は、汚れ度合により、市（委託）が路面清掃車等による機械清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃距離
御堂筋本線	週2回	4 km
主要幹線道路	週1回	92 km
	1回／2週	472 km
	月1回	54 km
合計		622 km

(イ) 歩道植樹帯及び分離帯は、市（委託）が除草し清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃範囲
歩道植樹帯等	年 12 回	441, 372 m ²
分離帯	年 12 回	193, 939 m ²
合計		635, 311 m ²

(ウ) 歩道橋及び橋の歩道等の市民協力の困難な場所は、市（直営）が手掃きによる清掃を行う。

(エ) 散乱ごみは、市（直営）が環境整備業務の一環としてパトロールを行いながら、随時清掃を実施し、収集する。

(オ) 市が必要と認める場所に街頭ごみ容器を設置し、市（直営）がこれらを適切に維持管理し、中に捨てられたごみを収集する。

イ 不法投棄ごみの収集

市（直営）が市内を巡回し、不法投棄ごみを発見次第適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃により集められたごみを収集する。

ウ 不法投棄防止対策

不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導する。

また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組む。

さらに、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行う。

エ 河川の水面清掃

市管理河川等を対象に、市（委託）により水面に浮遊するごみを収集する。

(6) 犬・猫等の死体の収集

家庭で飼われていたペットの死体については市民からの電話申し込みの都度、また、道路上のへい死動物については通報の都度、それぞれ市（直営）が収集する。

7 処理処分計画

(1) 焼却処理

3Rを推進したうえで、なお排出されるごみについて、可燃性ごみは環境施設組合が全量焼却し、粗大ごみ等は破碎処理後、金属回収を行うとともに、残渣については環境施設組合が焼却処理する。

資源ごみ及び容器包装プラスチックについては、市（委託）が選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については環境施設組合が焼却処理する。

また、犬・猫等の死体は、民間施設において市（委託）が焼却処理する。

(2) 資源化

ア 破碎設備

粗大ごみ等は、環境施設組合が破碎処理後、金属を回収し資源化を行う。

イ 民間資源化施設

(ア) 資源ごみ

資源ごみ中継地に搬入した資源ごみ及び許可業者が収集するアパート・マンションから排出され、焼却工場内に設置したコンテナ等に搬入された資源ごみを、市（委託）により民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行う。

(イ) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチック及び許可業者が収集するアパート・マンションから排出され、焼却工場内に設置したコンテナ等に搬入された容器包装プラスチックを、市（委託）により民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことにより資源化を行う。

(ウ) 古紙・衣類

古紙・衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行う。なお、北区・都島区・西区・港区・大正区については、委託業者自らが収集し資源化を行う。

(エ) 拠点回収

- A 乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計及びリユースに向かないマタニティウェア等については、再資源化事業者に引渡すことにより資源化を行う。
- B インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に引渡すことにより資源化を行う。
- C 使用済小型家電は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく国の認定事業者に引渡すことにより資源化を行う。

(3) 中間処理の内訳及び処理量

ア ごみ

(ア) 焼却工場（焼却処理）

（単位：t／年）

種別	直接搬入量	破碎設備・中継地・中継施設からの搬入量	計
家庭系ごみ	344,310	8,614	352,924
事業系ごみ	544,555	7,517	552,072
環境系ごみ	4,606	152	4,758
計	893,471	16,283	909,754

※ 八尾市等のごみ（97,728 t／年）は除く。

(イ) 破碎設備（資源化）

（単位：t／年）

種別	搬入量	金属回収量	焼却量
家庭系ごみ	10,118	1,308	8,810
事業系ごみ			
環境系ごみ			

(ウ) 民間資源化施設 (資源化)

(単位：t/年)

種別	搬入量	資源化量	焼却量
家庭系ごみ	68,246	60,773	7,473
事業系ごみ			

※ 資源化量の内訳 (資源ごみ 20,272 t/年、容器包装プラスチック 18,105 t/年、古紙 19,797 t/年、衣類 1,571 t/年、乾電池 75 t/年、蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計 18 t/年、インクカートリッジ 4 t/年、マタニティウェア等 22 t/年、使用済小型家電 16 t/年)

イ 犬・猫等の死体

民間処理施設 (焼却処理)

(単位：t/年)

種別	搬入量
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	84

(4) 最終処分計画

ア 最終処分

焼却灰は、環境施設組合が北港処分地又は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行う。

イ 埋立処分総量

(単位：t/年)

種別	埋立量
ごみ埋立処分総量 (焼却残滓量)	159,100
内 北港処分地南地区 (夢洲) 埋立量	136,400
訳 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量	22,700

※上記のごみ埋立処分総量には、八尾市等のごみを含む。

ウ 北港処分地の延命化

焼却灰の一部について大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行うなど、環境施設組合と連携して北港処分地 (夢洲) の延命化を図る。

エ 新たな最終処分場の確保

北港処分地 (夢洲) 以降の最終処分地の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」の円滑な推進が図れるよう関係先との調整等取組を進める。

(5) 施設一覧

ア 環境事業センター

名称	担当行政区	所在地
北部環境事業センター	北区・都島区	北区同心 2-8-14
東北環境事業センター	淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1

西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

イ 焼却工場（環境施設組合が所管）

名称 所在地	規模	処理 能力	竣工年度	余熱利用
鶴見工場 鶴見区焼野 2-11-5	300t/日 ×2基	600 t/日	平成元	発電（12,000kW）：近隣施設に送電
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t/日 ×2基	600 t/日	平成6	発電（14,500kW）：エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t/日 ×2基	600 t/日	平成6	発電（14,500kW）：八尾市衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t/日 ×2基	900 t/日	平成13	発電（32,000kW）：舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t/日 ×2基	900 t/日	平成14	発電（27,400kW）：リフレうりわりほか近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t/日 ×2基	400 t/日	平成21	発電（10,000kW）

※ 上記施設のほかに住之江工場が更新のため休止中。

※ リフレうりわりについては、一時閉館中。（平成28年3月現在）

ウ 破碎設備（環境施設組合が所管）

名称	規模	竣工年度	備考
舞洲工場破碎設備	回転式 120t/5h 低速回転せん断式 50t/5h	平成13	舞洲工場内に設置

エ 資源ごみ中継地

名称	竣工年度	所在地
鶴見中継地	平成6	鶴見区焼野 2-11-1 城北環境事業センター敷地内
西北方面中継地	平成6	西淀川区大和田 2-5-66 西北環境事業センター敷地内
西南方面中継地	平成6	大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正工場敷地内
東南方面中継地	平成6	平野区瓜破南 1-3-40 東南環境事業センター敷地内
東北方面中継地	平成13	東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内

オ 容器包装プラスチック中継施設

名称	竣工年度	所在地
舞洲中継施設	平成13	此花区北港白津 1-2-48 環境施設組合舞洲工場敷地内
住之江中継施設	平成13	住之江区北加賀屋 4-1-26 環境施設組合住之江工場敷地内
西淀中継施設	平成15	西淀川区大和田 2-5-66 環境施設組合西淀工場敷地内

鶴見中継施設	平成 15	鶴見区焼野 2-11-1 環境施設組合鶴見工場敷地内
平野中継施設	平成 17	平野区瓜破南 1-3-40 環境施設組合平野工場敷地内
東淀中継施設	平成 22	東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内

カ 管路輸送施設

名称	所在地	設置場所	導入年度
管路輸送センター	住之江区南港中 6-2	南港ポートタウン（住之江区南港中）	昭和 52

キ 最終処分場

(ア) 埋立処分場

名称	規模	埋立開始年度	位置
北港処分地南地区 （夢洲）	（埋立面積） 731,000 m ² （埋立容量） 11,690,000 m ³	昭和 60	此花区夢洲東 1 丁目 地先
大阪湾広域臨海 環境整備センター 大阪沖埋立処分場	（埋立面積） 950,000 m ² （埋立容量） 14,000,000 m ³	平成 21	此花区北港緑地地先

※ 北港処分地南地区（夢洲）の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表す。

※ 大阪沖埋立処分場における埋立面積は当初計画における同処分場の全面積を表し、埋立容量は同処分場の廃棄物分全量を表す。

(イ) 中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島 2-10-100

8 まちの美化推進・路上喫煙対策等

(1) まちの美化推進

ア ターミナルや繁華街等で指定している「ノーポイモデルゾーン」内本市指定エリアで定期的に清掃や美化啓発活動をする「まち美化パートナー」に支援を行う。

イ 市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰の実施等を行うことにより、ボランティア団体の定着と活性化を図るとともに、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を呼びかける。

ウ 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして大阪マラソン実施前に「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を実施し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者へ清掃活動への協力を呼びかける。

(2) 路上喫煙対策

ア 路上喫煙を防止し、喫煙マナー・モラルの向上を図るため、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例（路上喫煙防止条例）」に基づき、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺、都島区京橋地区を「路上喫煙禁止地区」に指定し、違反者から過料（1,000 円）を徴収する。

イ 市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施するとともに、喫煙マナーやモラル向上に向けた広報活動を実施し、路上喫煙対策の推進を図る。

(3) いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」対策について、平成 26 年 3 月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携のうえ、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進する。

9 適正処理対策

(1) 排出禁止物

ア 排出禁止物の指定

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第 18 条第 1 項に定める一般廃棄物

区分	品目の例示
有害性のある物	硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒薬等の農薬、水銀等
危険性のある物	ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー、穴の開いていないスプレー缶、鋭利な物等
引火性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火、金属粉、マッチ及びライター等
著しく悪臭を発する物	動物・魚等の残渣物、ふん尿等
特別管理一般廃棄物	エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）使用部品、感染性廃棄物等
その他本市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは本市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障が生ずる物	《重量物》 自動車、オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ等 《動物の死体》 犬、猫及び実験動物等 《その他》 廃ゴムタイヤ等（自動車用のものに限る） 【前処理が必要な物】 《大型物》 長さがおおむね 2m、厚さがおおむね 90cm を超えるもの 《長尺物》 長さがおおむね 2m を超えるもの 《液体物》 食用油、塗料 《粉体物》 おが屑、セメント、土砂、がれき 《鋭利物》

	<p>ガラス片、竹串、カミソリ</p> <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カセットコンロのボンベ、スプレー缶 ・マッチ、花火、ライター ・石油ストーブ等の発火する恐れのある物
--	--

イ 排出禁止物の処理

排出禁止物の処理については、次のとおり適正な処理を行うよう指導する。

区分	処理方法
有害性のある物	排出者が、メーカーや販売店等に引取りを依頼し、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
危険性のある物	
引火性のある物	
著しく悪臭を発する物	排出者が、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任の観点から、排出者が特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる処理業者に委託し処理を行う。
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第1条第1号に掲げるものに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は、事業者責任で行う。
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設*から生じるばいじんの処理は、環境施設組合が行う。
その他本市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは本市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は、当該処理施設の機能に支障が生ずる物	<p>《重量物》</p> <p>その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者に処理を委託する。</p> <p>《動物の死体》</p> <p>犬、猫等のペットに限り有料制度を利用する。実験動物については排出者自ら処理する。</p> <p>《その他》</p> <p>廃タイヤ取り扱い協力指定店に引き取ってもらう。</p> <p>【前処理が必要な物】</p> <p>《大型物》</p> <p>長さ2m、厚さ90cm以下に切断する。</p> <p>《長尺物》</p> <p>長さ2m以下に切断する。</p> <p>《液体物》</p> <p>固形化又は紙、布等に吸着させる。</p> <p>《粉体物》</p> <p>丈夫な袋、容器等に密閉する。</p> <p>《鋭利物》</p>

	<p>厚紙等に包むか、丈夫な容器に入れ、内容物及び危険と表示する。</p> <p>《カセットコンロのボンベ、スプレー缶》</p> <p>使い切ってから火気のない、風通しのよい場所で穴を空ける。</p> <p>《マッチ、花火、ライター》</p> <p>使い切り、火気のあるものは完全に消す。</p> <p>《石油ストーブ等の発火する恐れのある物》</p> <p>燃料、電池を取り除く。</p>
--	---

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設とは環境施設組合の焼却工場

(2) 医療系廃棄物

在宅医療に伴う注射器等の医療系廃棄物については、市民に対し耐貫通性のある容器に入れ治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行うことにより、医療機関による自主回収へ誘導する。

(3) 適正処理困難物

法第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定された廃棄物については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行う。

(4) 市域外ごみ及び産業廃棄物対策

本市に処理責任のない市域外ごみ及び産業廃棄物については、処理施設における搬入物検査に基づく排出源調査を実施することにより、適正搬入対策を継続する。

(5) 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄物であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目については、大阪市では特定家庭用機器廃棄物を粗大ごみ収集の対象品目から除外する。

なお、小売業者に引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物についても、大阪市では収集を行わず、市民に対し、リサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、適正処理を推進する。

(6) 水銀含有廃棄物

本市が拠点回収を行う乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計の回収時において水銀の飛散・流出防止に留意し、民間資源化施設における水銀の適正処理及び再資源化を行う。

第2 し尿等

1 計画地域

大阪市全域

2 計画期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 し尿等の排出状況

※し尿等とは、くみ取るべきし尿及びし尿浄化槽等から発生する汚泥をいう。

(単位：キロリットル／年)

種別	排出量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	110
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	1,440
浄化槽等汚泥	8,280
計	9,830

※ 多量排出事業所とは、排出月量500リットル以上の事業所をいう。

※ 浄化槽等汚泥には、し尿を含む建築物地下排水槽（ビルピット）清掃汚泥及びディスプレイ汚泥を含む。

4 収集・処理主体

種別	収集運搬	処理
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	市（委託）	市（直営）
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	市長が許可した業者 (以下、「許可業者」という。)	
浄化槽等汚泥		

5 処理計画

(1) 収集運搬

(単位：キロリットル／年)

種別	計画量	収集運搬方法及び回数
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	110	市（委託）が概ね月2回収集運搬する。
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	1,440	許可業者が必要に応じてその都度収集運搬する。
浄化槽等汚泥	8,280	
収集総量	9,830	

(2) 最終処理

ア 方法

流注場に搬入されたし尿等は、脱臭等前処理をした後、下水処理場消化槽へ圧送して処分する。

イ 搬入処理総量 (単位：キロリットル／年)

種別	処理量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	1,550
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	
浄化槽等汚泥	8,280
計	9,830

ウ 処理施設の概要 (単位：キロリットル／日)

施設名	所在地（面積）	規模
中浜流注場	城東区中浜1丁目1番1号 中浜下水処理場内（439 m ² ）	80